

平成30年度地域における青少年健全育成応援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

29青総青第1367号

第1 目的

この要綱は、青少年の正義感や倫理観を育むと共に、地域の中で、高齢者、障害者などとの交流により他者を思いやる、外国人を通して多文化への理解を深めるなどダイバーシティ（多様性の尊重・受容）の意識を育むため、区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助することにより、都民一人ひとりの行動促進に寄与することを目的とする。

第2 補助事業等

- 1 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が実施または地区委員会等に助成する事業であって、次に掲げる活動に係るものとする。

対 象 事 業	事 業 内 容
1 地域交流事業	正義感や倫理観を育むと共に、他者を思いやり、多文化への理解を深めるなど多様性の意識を育むために開催する地域の交流事業
2 普及啓発事業	正義感や倫理観を育むと共に、他者を思いやり、多文化への理解を深めるなど多様性の意識を育むために開催する普及啓発事業
3 体験・経験の場提供事業	正義感や倫理観を育むと共に、他者を思いやり、多文化への理解を深めるなど多様性の意識を育むために開催する自然体験、野外活動、社会奉仕活動、伝統文化継承活動等の体験・経験事業

第3 補助金の額

- 1 補助金は、区市町村が補助事業の実施に要する額または助成する額の2分の1以内（1,000円未満を切り捨てる。）とし、1区市町村につき100万円を限度とする。
- 2 前項に規定する補助金額は、都の予算の範囲内において決定する。

第4 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする区市町村長は、必要な書類を添えて事業計画書（別記第1号様式）及び申請書（別記第2号様式）をそれぞれ別に定める日までに知事に提出しなければならない。

第5 交付の決定

知事は、第4の申請があったときは、その内容を審査し補助金の交付を適当と認め、

交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

第6 申請の撤回

区市町村長は、第5の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該交付決定通知書受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第7 交付の条件

知事は、補助金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 変更承認

(1) 区市町村長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 知事は、申請の内容を審査し、承認することを決定したときは承認書（別記第5号様式）を交付し、承認しないことを決定したときは通知書（別記第6号様式）によりその旨通知する。

3 事故報告

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、状況報告書の提出を求めることがある。

5 事業の遂行命令

(1) 知事は、4に規定する報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 区市町村が、(1)に規定する命令に違反したときは、知事は区市町村長に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は当該事業の廃止の承認を受けたときは、必要な書類等を添えて速やかに実績報告書（別記第7号様式）により知事に報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、6の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に額の確定通知書（別記第8号様式）により通知する。

8 補助金の請求

- (1) 区市町村長は7の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに請求書（別記第9号様式）を提出しなければならない。
- (2) 知事は前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を相当と認めるときは、これを支払うものとする。

9 是正のための措置

- (1) 知事は、7に規定する調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずる。
- (2) (1)に規定する命令により必要な処置をした場合においても、6に定める実績報告は行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7により補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

知事は、1又は10の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

12 違約加算金

区市町村長は、10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第8 その他

- (1) この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。
- (3) 区市町村等は、この補助事業の実施にあたって、原則として、東京都青少年・治安対策本部による補助事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記
第1号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区・市・町・村長名 印

平成30年度地域における青少年応援事業補助事業計画の提出について

このことについて、下記のとおり関係書類を添付し提出する。

記

1 補助事業項目と所要経費の概要

別紙1のとおり

2 補助事業の内容、仕組みの説明と収支予算書

別紙2のとおり

(添付書類)

上記補助事業に係る歳出予算書の写し

(別紙1)

補助事業の項目と所要経費の概要 (補助金額、事業経費)

補助事業の項目 (交付要綱第2に掲げる項目を記載)	団体等への補助金額又は 区市町村の事業経費
合 計	円

(別紙2)

補助事業の内容及び収支予算書

1 補助事業内容

* 説明資料等がありましたら添付してください。

事 項	説 明
(1) 事業名	
(2) 事業主催（共催） 団体名	
(3) 後援、協賛等団体	
(4) 主たる参加者と 参加者数	
(5) 実施時期	
(6) 事業内容、仕組み、 新たな取組等	
(7) 正義感や倫理観、ダイ バーシティの意識を育 むための具体的取組内 容	

2 収支予算書（予定）

（収入）

項 目	予 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

（支出＝事業費）

項 目	予 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

第2号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区・市・町・村長名



平成30年度地域における青少年応援事業補助金交付申請について

標記のことについて、下記金額を交付されるよう申請します。

記

補助金交付申請額

円

(申請額内訳)

補 助 事 業 名	交 付 申 請 額
合 計	円

(添付書類)

- 1 団体等への「補助金等交付決定通知書」の写し及び補助金等交付決定額の内訳書
- 2 補助金交付要綱等の写し

第3号様式

番 号

区・市・町・村長名

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成30年度地域における青少年応援事業補助金を下記のとおり交付する。

平成 年 月 日

東京都知事



記

1 補助金額 円

<内訳>

補 助 事 業 名	補 助 金 額
	円
合 計	円

2 補助条件

平成30年度地域における青少年応援事業補助金交付要綱第7に掲げる条件をもって、この決定の条件とする。

3 申請の撤回

この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定通知書受領後14日以内に、申請を撤回することができる。

第4号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区・市・町・村長名 印

平成30年度地域における青少年応援事業補助に係る計画変更承認申請について

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた平成30年度地域における青少年応援事業補助事業計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及び内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

第5号様式

番 号

区・市・町・村長名

平成 年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった平成30年度地域における青少年応援事業補助金については、下記のとおり計画変更を承認する。

平成 年 月 日

東京都知事



記

変更承認内容等

第6号様式

番 号

区・市・町・村長名

平成 年 月 日付 第 号で変更承認申請のあった平成30年度地域における青少年応援事業補助金については、下記の理由により変更を承認しないことを決定したので通知します。

平成 年 月 日

東京都知事



記

東 京 都 知 事 殿

区・市・町・村長名



平成30年度地域における青少年応援事業補助金実績報告書

標記のことについて、下記のとおり提出します。

記

<補助金収支精算書>

(1) 団体への補助等事業 (総計)

補助事業名 (交付決定書に記載した事業名)	補助事業に係る区市町村補助等金額	
	交付決定額	確定額
	円	円
合 計		

- (添付書類) ・ 補助事業に係る団体への補助金等確定額一覧 (別紙1)
 ・ 実施団体から提出された「事業の収支決算及び実施結果概要」(別添様式)の写し

(2) 区市町村が実施する補助事業

補助事業名 (交付決定書に記載した事業名)	事業費	
	予算額	実績額
	円	円
合 計		

- (添付書類) ・ 収支決算及び実施結果概要 (別紙2)

(3) 総計

総 計	補助金等確定額+事業費実績額
	円

(別添様式)

年 月 日

区・市・町・村長 殿

主催団体名
代表者名 印

平成30年度地域における青少年応援事業の収支決算及び実施結果概要について（報告）

1 補助事業名

2 収支決算

(収入)

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引	説明
合計				

(支出)

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引	説明
合計				

3 実施結果概要

(1) 実施団体

(2) 実施年月日

(3) 場所

(4) 協賛等団体

(5) 参加者数等

(6) 実施内容

ア 内容について（事業の仕組み、内容、子どもたちの参画等）

イ 成果や課題について

ウ その他

<参考資料>

別添のとおり

(別紙2)

区市町村が実施する補助事業の収支決算及び実施結果概要

1 補助事業名

2 収支決算

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 引	説 明
合 計				

3 実施結果概要

(1) 実施団体

(2) 実施年月日

(3) 場所

(4) 協賛等団体

(5) 参加者数等

(6) 実施内容

ア 内容について（事業の仕組み、内容、子どもたちの参画等）

イ 成果や課題について

ウ その他

<参考資料>

別添のとおり

第8号様式

番 号

区・市・町・村長名

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した平成30年度地域における青少年応援事業に係る補助金について、先に提出のあった実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので下記のとおり補助金額を確定する。

平成 年 月 日

東京都知事



記

補助金額確定額

円

第9号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

区・市・町・村長名



平成30年度地域における青少年応援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付 第 号で確定を受けた平成30年度地域における青少年応援事業補助金について、交付要綱第7条第8項(1)の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金請求額

金

円